

○立命館大学大学院博士課程後期課程 博士課程院生研究支援奨学金規程

2023年4月1日

規程第1214号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学大学院博士課程後期課程博士課程院生研究支援奨学金
(以下「奨学金」という。)の取扱について定める。

(目的)

第2条 奨学金は、本大学院に在学する優秀な学生の優れた研究計画に対して、その実現
に向け、経済支援を行うことで、学位取得に資する研究活動を促進および奨励すること
を目的とする。

(対象)

第3条 奨学金は、次の者を対象とする。

- (1) 博士課程後期課程に在学する者
- (2) 一貫制博士課程3年次以上に在学する者
- (3) 4年制博士課程に在学する者

2 奨学金を受給された者は、同一年度に再度受給することはできない。在籍期間中に受
給できる回数は、3回までとする。ただし、4年制博士課程に在学する者の場合は4回ま
でとする。

(募集)

第4条 奨学金の募集は、募集要項にもとづき学期ごとに行う。

- 2 募集要項は、大学院キャリアパス推進室長(以下「推進室長」という。)が定める。
- 3 募集要項には、この規程に定めるもののほか、募集に必要な事項を明記する。
- 4 奨学金の支給金額および受給できる者の定数は、毎年度定める予算の範囲内で決定す
る。

(執行範囲)

第5条 奨学金は日常的な研究活動に直接必要な経費のために用いるものとし、執行方法
については別に定める。

(執行期間)

第6条 奨学金の執行は当該年度限りとし、その残額を次年度に繰り越すことはできな
い。

(申請)

第7条 奨学金の支給を希望する者は、毎年度定める募集要項に従い、定められた期日までに所定の申請書類を添えて、推進室長に申請するものとする。

(審査・決定)

第8条 奨学金の受給者（以下「受給者」という。）は、審査委員会において選考のうえ、推進室長が決定する。

2 審査委員会は、次に掲げる者により構成し、研究部長を委員長とする。

- (1) 研究部長
- (2) 教学部長
- (3) 研究部長のうち委員長以外の者
- (4) 教学部副部長のうち委員長が指名する者
- (5) 研究部副部長のうち委員長が指名する者

3 前項にかかわらず、委員長は、必要と認める者を審査委員に追加することができる。

(受給者の義務)

第9条 受給者は、申請時に提出した研究計画にもとづき、誠実に研究を遂行しなければならない。

2 受給者は、奨学金を受給した年度末までに所定の研究活動結果報告書および決算報告書を提出しなければならない。

3 受給者は、受給した奨学金額に残額がある場合は、残額を戻入しなければならない。

4 受給者は、受給決定後に研究活動を行わなかった場合には、受給した奨学金の全額または未執行分を戻入しなければならない。

(取消)

第10条 推進室長は、受給者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給者の資格を取り消す。

- (1) 学籍を失ったとき
- (2) 休学したとき
- (3) 奨学金の申請にあたり、虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき
- (4) 奨学金を不正に使用したことが判明したとき
- (5) 立命館大学学生懲戒規程による懲戒を受けたとき
- (6) その他受給者としてふさわしくないと認める事由が生じたとき

(返還)

第11条 推進室長は、受給者が前条各号のいずれかに該当し、奨学金の受給資格を取り消したとき、または奨学金を第5条に定める範囲以外に利用したと認められるときは、既に支給された奨学金の全部または一部の返還を求めることができる。

2 受給者は、前項の規定により奨学金の返還を求められたときは、返還を求められた日から起算して2週間以内に、奨学金を一括して返還しなければならない。

(返還免除)

第12条 前条第1項にもとづき返還を求められた者について、重度の傷害、疾病等やむを得ない事情があると推進室長が判断したときは、全額または一部の返還を免除することがある。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究委員会が行う。

附 則

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、「立命館大学大学院博士課程後期課程国際的研究活動促進研究費規程」、「立命館大学大学院博士課程後期課程国内研究活動促進研究費規程」、「立命館大学大学院博士課程後期課程インターンシップ奨学金規程」および「立命館大学大学院博士課程後期課程国外共同研究奨学金規程」は、2023年3月31日をもって廃止する。